

(様式)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

平成30年5月
独立行政法人国際協力機構

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1)平成30年度 of 取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(平成28年度実績等)
(2)に掲げる事業以外の事業	指針に基づく評価項目の設定	約 816.4億円

(2)平成31年度以降の取組(平成30年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

①平成31年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(平成28年度実績等)
海外における調達の対象となる事業	海外での調達のため対象外	約 13.3億円

②平成32年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(平成28年度実績等)
上記(2)①同上	上記(2)①同上	上記(2)①同上

(参 考) 指針対象想定事業規模見込(平成28年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
独立行政法人国際協力機構における公共調達総額	1,364.3	3,252
指針対象想定事業規模	816.4	1,326
総合評価落札方式による事業	154.8	154
随意契約のうち企画競争等による事業	661.6	1,172

※指針対象想定事業規模見込については、平成28年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ この他、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業	約 0.09億円
---	----------